

基準総則

土砂法
令第80条の3

土砂法の特別警戒区域内における同一敷地内の既存不適格建築物の取り扱いについて

平成24年春期部会

同一敷地内の別棟が居室を有する建築物で、建築基準法施行令 80 条の 3 の構造規定が適用されない既存不適格建築物である場合は、申請建築物のみの法適合性の確認で対応する。
同時に県建築基準条例第 4 条及び第 10 条の規定を満たすことは当然とする。

